

総務文教常任委員会

令和7年3月6日(木)
午前10時～ 全員協議会室

1 開議

[事務局日程説明]

2 陳情・要望について

- (1) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書[持参]
＜意見陳述～質疑＞
- (2) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書[郵送]

3 議案審査

議会事務局

- (1) 第61号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)
＜説明～質疑＞

市長公室

- (1) 第61号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)
＜説明～質疑＞

政策企画部

- (1) 第61号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第61号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 第61号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)
＜説明～質疑＞

会計管理室

- (1) 第68号議案 令和6年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算(第1号)
 - 第69号議案 令和6年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算(第1号)
 - 第70号議案 令和6年度亀岡市山階財産区特別会計補正予算(第1号)
- ＜説明～質疑＞

(裏面あり)

教 育 部

- (1) 第61号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第7号）
＜説明～質疑＞
- (2) 第72号議案 育親学園新校舎建設工事（I期）請負契約の締結について
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

5 その他

- (1) 令和7年度他都市先進地行政視察について
- (2) 次回の日程等について

令和6年度3月議会 議会費補正資料 議長交際費年度比較

(円)

令和6年度					令和5年度						
No.	支 払 内 容	月	日	金 額	支出累計額	No.	支 払 内 容	月	日	金 額	支出累計額
1	元市議会議員(元議長) 光島 利史氏 逝去に伴う香料	4	6	10,000	10,000	1	第50回通常総会懇親会 会費	4	26	7,000	7,000
2	まちづくり推進部事業担当部長の母 逝去に伴う葬儀時(4/3)供花	4	18	11,000	21,000	2	亀岡市危険物安全協会意見交換会 会費	5	17	7,000	14,000
3	亀岡商工会議所青年部第51回通常総会懇親会 会費	4	24	7,000	28,000	3	亀岡市商店街連盟令和5年度通常総会懇親会 会費	5	18	6,000	20,000
4	元市議会議員(元議長) 光島 利史氏 逝去に伴う葬儀時(4/6)供花	4	25	22,000	50,000	4	令和5年度亀岡交通安全協会懇親会 会費	5	22	3,000	23,000
5	亀岡市危険物安全協会創立50周年記念式典 御祝金	5	21	10,000	60,000	5	令和5年度通常総会懇親会(正会員) 会費	5	24	7,000	30,000
6	亀岡料飲連合会令和6年度通常総会懇親会 会費	5	29	10,000	70,000	6	元市議会議員 宮本 清和氏 逝去に伴う葬儀時(5/4)供花	5	25	22,000	52,000
7	亀岡光秀まつり(5/3)開催時お酒	6	13	8,000	78,000	7	亀岡光秀まつり(5/3)開催お酒	6	15	8,360	60,360
8	2024年原水爆禁止国民平和行進 激励金	6	14	5,000	83,000	8	令和5年(第65回)食品衛生協会通常総会懇親会 会費	6	15	10,000	70,360
9	令和6年(第66回)食品衛生協会通常総会懇親会 会費	6	20	10,000	93,000	9	一般社団法人亀岡市観光協会第59回定時総会懇親会 会費	6	27	8,000	78,360
10	一般社団法人亀岡市観光協会第60回定時総会懇親会 会費	6	25	10,000	103,000	10	2023年原水爆禁止国民平和行進 激励金	7	1	5,000	83,360
11	令和6年度日本赤十字社京都府支部有功会亀岡市地区支会総会 御祝金	7	2	10,000	113,000	11	令和5年度日本赤十字社京都府支部有功会亀岡市地区支会総会 御祝金	7	11	10,000	93,360
12	元市議会議員 山本 潤治氏 逝去に伴う葬儀時(6/7)供花	7	4	22,000	135,000	12	宮津市議会議員 徳本 良孝氏 逝去に伴う葬儀時(4/22)供花	8	3	10,300	103,660
13	元市議会議員 栗山 邦雄氏 逝去に伴う香料	7	13	10,000	145,000	13	市民生活部保険医療課長の父 逝去に伴う葬儀時(7/18)供花	8	10	5,500	109,160
14	市議会議員 富谷 加都子氏の父 逝去に伴う香料	7	15	5,000	150,000	14	オリビックレガシー事業 オーストリア空手選手団歓迎レセプション 参加料	8	18	2,000	111,160
15	健康福祉部地域福祉課長の母 逝去に伴う葬儀時(6/24)供花	7	18	11,000	161,000	15	会計管理室財産管理課長の母 逝去に伴う葬儀時(7/17)供花	8	24	5,500	116,660
16	元市議会議員 栗山 邦雄氏 逝去に伴う葬儀時(7/13)供花	8	8	22,000	183,000	16	ジャンテラ市訪問団歓迎レセプション 参加料	8	27	6,000	122,660
17	富谷 加都子市議会議員の父 逝去に伴う葬儀時(7/15)供花	8	8	22,000	205,000	17	亀岡商工会議所青年部 創立50周年記念式典及び懇親会 会費	9	17	10,000	132,660
18	亀岡市消防団河原林分団京都府消防操法大会出場壮行会 激励金	8	18	10,000	215,000	18	第25回全国女性消防操法大会つづじ分団出場壮行会 激励金	10	10	10,000	142,660
19	亀岡市消防団篠分団京都府消防操法大会出場壮行会 激励金	8	18	10,000	225,000	19	食と農についてアリス・ウォータースさんと語る会 会費	10	15	10,000	152,660
20	亀岡市ラグビーフットボール協会創立20周年記念祝賀会 参加費	9	23	10,000	235,000	20	石田宗久氏京都府議会議長就任祝賀会 会費	11	30	15,000	167,660
21	姉妹都市・ステイルウオーター市訪問団歓迎レセプション 会費	10	21	6,500	241,500	21	亀岡市軟式野球連盟 令和5年度代表者会議懇親会 会費	12	17	6,000	173,660
22	市立病院管理部長の母 逝去に伴う葬儀時(10/2)供花	10	31	11,000	252,500	22	亀岡市セーフコミュニティ認証記念祝賀会 会費	12	21	4,000	177,660
23	近畿東海北陸連合肉牛共進会 反省会 会費	11	10	10,000	262,500	23	年末特別警戒巡視時激励金	12	28	225,000	402,660
24	枝肉共励会感謝の会 会費	12	15	10,000	272,500	24	こども未来部子育て支援課長の父 逝去に伴う葬儀時(12/29)生花	12	29	11,000	413,660
25	市立病院管理部長の父 逝去に伴う葬儀時(11/27)供花	12	19	11,000	283,500	25	亀岡市老人クラブ連合会新春会長・役員会 会費	1	13	6,000	419,660
26	亀岡市軟式野球連盟 令和6年度代表者会議懇親会 会費	12	22	7,000	290,500	26	亀岡料飲連合会新年会 会費	1	17	7,000	426,660
27	年末特別警戒巡視時激励金	12	28	225,000	515,500	27	一般社団法人亀岡青年会議所2024年度賀詞交換会 登録料	1	17	10,000	436,660
28	市議会議員 齊藤 一義氏の父 逝去に伴う香料	1	4	5,000	520,500	28	部落解放同盟亀岡市協議会荊冠旗開き 会費	1	19	5,000	441,660
29	亀岡市老人クラブ連合会新春会長・役員会 会費	1	11	6,000	526,500	29	亀岡建設業協会新年会・懇親会 会費	1	27	12,000	453,660
30	令和6年度亀岡市消防連合会総会懇親会 会費	1	18	8,000	534,500	30	部落解放同盟天川支部荊冠旗開き 会費	2	2	5,000	458,660
31	亀岡料飲連合会新年会 会費	1	17	8,000	542,500	31	下矢田町「集いふれあい支え合い福祉の集い」 会費	2	12	5,000	463,660
32	部落解放同盟亀岡市協議会荊冠旗開き 会費	1	24	6,000	548,500	32	亀岡商工会議所創立50周年記念式典 会費	2	17	5,000	468,660
33	令和7年亀岡建設業協会新年会 会費	1	27	12,000	560,500	33	(一社)かめおかコンベンションビューロー会員交流会 会費	2	28	5,000	473,660
34	一般社団法人亀岡青年会議所2025年度賀詞交換会 登録料	1	29	13,000	573,500	34	令和5年度(公財)亀岡市スポーツ協会表彰式懇談会 会費	3	2	5,000	478,660
35	齊藤 一義市議会議員の父 逝去に伴う葬儀時(1/4)供花	1	30	22,000	595,500	35	令和5年度(公財)京都府スポーツ協会関係者懇談会 会費	3	3	10,000	488,660
36	部落解放同盟天川支部荊冠旗開き 会費	2	7	6,000	601,500	36	第18回全国中学生空手道選抜大会歓迎レセプション 会費	3	29	10,000	498,660
37	健康福祉部健康増進課長の母 逝去に伴う葬儀時(1/16)供花	2	13	11,000	612,500						
38	令和6年度(公財)京都府スポーツ協会関係者懇談会 会費	3	2	10,000	622,500						
39	(一社)かめおかコンベンションビューロー会員交流会 会費	3	4	5,000	627,500						
40	令和5年度(公財)亀岡市スポーツ協会表彰式懇談会 会費(見込み)	3	9	6,000	633,500						
	合 計			633,500			合 計			498,660	

予算 650,000
残額(見込) 16,500

予算 650,000
残額 151,340

種類別比較	R6	R5
慶事お祝い	8,000	8,360
交流会会費等	180,500	196,000
弔事(香典・供花等)	195,000	54,300
激励金	250,000	240,000
計	633,500	498,660

令和6年度

亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算の概要

会計管理室 財産管理課

令和6年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算の概要

会 計 名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	主な内容
亀岡市亀岡財産区特別会計 補正予算（第1号）	37,379	19,061	56,440	管理会費減 △ 1,214 千円 財産管理費減 △ 3,653 千円 積立金増 23,928 千円
亀岡市篠財産区特別会計補 正予算（第1号）	16,100	△ 11,226	4,874	財産管理費減 △ 11,200 千円 積立金減 △ 26 千円
亀岡市山階財産区特別会計 補正予算（第1号）	900	7,143	8,043	積立金増 7,143 千円
補正額合計			14,978	

令和6年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算(3月)の主な内容

特別会計名	補正額	主 な 内 容	
		歳 入	歳 出
亀岡市亀岡 財産区特別会計 補正予算(第1号)	千円 19,061	1 財産運用収入 2,046 千円 土地貸付料 1,960 千円 基金利子 86 千円 2 財産売払収入 27,089 千円 その他不動産売払収入 △ 29 千円 土地売払収入 27,185 千円 生産物売払収入 △ 67 千円 3 基金繰入金 △ 10,562 千円 基金取り崩し 4 繰越金 901 千円 前年度繰越金 5 雑入 △ 413 千円 造林補助金 △ 500 千円 立木補償金 78 千円 公園整備料 4 千円 電柱敷地料 5 千円	1 管理会費 △ 1,214 千円 会計年度任用事務員報償 2 財産管理費 △ 3,653 千円 委員監督者等報償 △ 460 千円 苗木調査等旅費 △ 560 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 343 千円 工事請負費 △ 900 千円 負担金補助及び交付金 △ 1,390 千円 3 積立金 23,928 千円 基金積立金
亀岡市篠 財産区特別会計 補正予算(第1号)	△ 11,226	1 財産運用収入 △ 26 千円 基金利子 2 基金繰入金 △ 1,610 千円 基金取り崩し 3 繰越金 675 千円 前年度繰越金 4 諸収入 △ 10,265 千円 分収造林受託事業収入	1 財産管理費 △ 11,200 千円 除伐・間伐等業務委託料 △ 1,200 千円 分収造林事業山林作業委託料 △ 10,000 千円 2 積立金 △ 26 千円 基金積立金
亀岡市山階 財産区特別会計 補正予算(第1号)	7,143	1 財産売払収入 7,143 千円 土地売払収入 7,143 千円	1 積立金 7,143 千円 基金積立金
補正額の合計	14,978	14,978	14,978

令和7年2月13日

亀岡市議会議長
菱田 光紀様

〒615-8035

京都府西京区下津林芝ノ宮町 31 プリオール桂 105 号

電話番号 080-3796-6249

ハラスメントから職員を守る京都府民の会

代表 中路 式雄



政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会75か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されております。（資料1）

さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が30以上の自治体で行われました。わかる範囲でまとめてみましたが、残念ながら京都府内の調査結果が見当たりません。全国でどの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少なくとも3割（3人に1人）にのぼっています。ハラスメントが慢性化しています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。（資料2）

象徴的なのが宇都宮市の事例です。宇都宮市議会議員は「政党機関紙の勧誘・配達・集金の中で、勧誘行為は一切やっていない」と強く主張していましたが、市が管理職以上の職員228名にアンケートを実施してみると、勧誘された職員が110人で、勧誘時に心理的圧力を感じた職員が50%（55人）にのぼったことを受け、議会で正式に謝罪しました。ここでいう心理的圧力は、より具体的には、「（断ると）今後の業務に支障がでるかもしれないと感じた」ことを指します（職員回答の86.8%）。市議会としても、市議による機関紙勧誘に事実上のパワハラが伴っていた実態を重く受けとめ、同市議の謝罪文（以下の文言）を市議会報（令和6年10月発行）に掲載。市民に説明責任を果たしました。（資料3）

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の陳情を出しております。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞（令和6年3月24日付け）記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（資料1参照）

議員と職員は本来的には対等の関係のはずですが、しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっています。（資料2 職員アンケート「自由記述欄」の寄せられた意見 参照）

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。又、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずですが、政党機関紙勧誘行為を含め、議員もそのルールを遵守するように確認する事も合わせてお願いしておきます。

<陳情項目>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（75自治体）

北海道	■千歳市 ■釧路市	千葉県	■千葉市 ■習志野市 ■大網白里市 ■四街道市 ■東金市 ■香取市 ■山武市 ■銚子市 ■神崎町 ■九十九里町	長野県	■岡谷市	
青森県	■外ヶ浜町 ■大鰐町		東京都	■港区 ■目黒区 ■狛江市 ■調布市 ■武蔵村山市 ■清瀬市 ■稲城市	岐阜県	■中津川市
岩手県	■滝沢市				愛知県	■高浜市 ■豊明市 ■安城市 ■津島市 ■蒲郡市 ■幸田町
秋田県	■北秋田市 ■湯沢市 ■潟上市 ■八郎潟町 ■八峰町 ■上小阿仁村	兵庫県			■高砂市 ■明石市 ■芦屋市 ■西宮市 ■豊岡市	
山形県	■山形市 ■寒河江市	神奈川県	■藤沢市 ■茅ヶ崎市 ■南足柄市 ■綾瀬市 ■厚木市 ■大和市 ■伊勢原市 ■海老名市 ■座間市 ■逗子市 ■鎌倉市 ■愛川町 ■真鶴町 ■松田町 ■寒川町 ■清川村	熊本県	■荒尾市	
福島県	■会津若松市 ■川俣町 ■北塩原村			鹿児島県	■霧島市 ■指宿市 ■日置市	
栃木県	■宇都宮市 ■鹿沼市 ■壬生町					
群馬県	■沼田市 ■甘楽町					
埼玉県	■加須市 ■和光市 ■美里町 ■上里町					

陳情採択された75議会のうち、近年2年間で採択されたのが69議会にのぼります。2020年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことから、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えています。

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在85自治体）

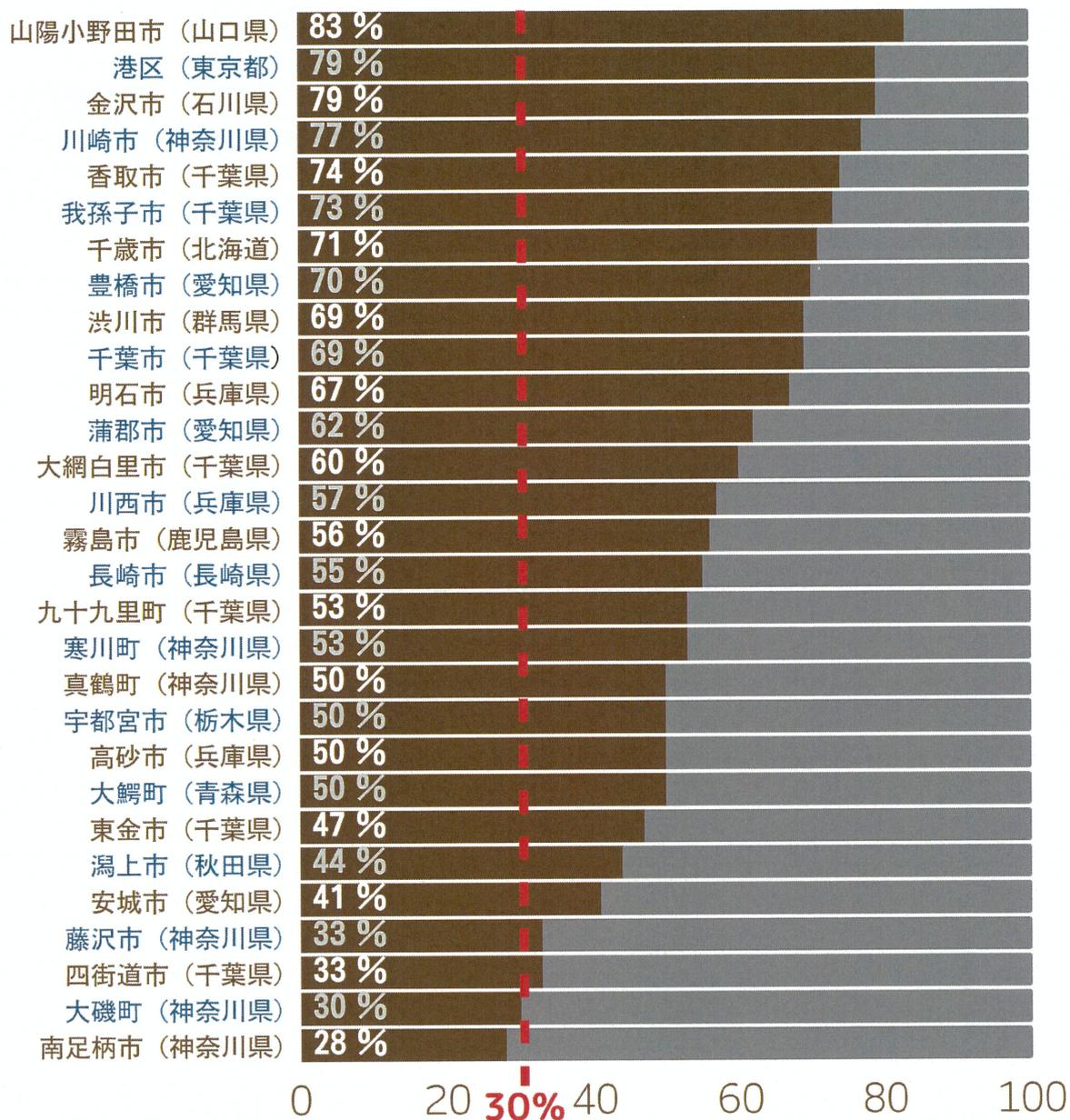


地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようとする自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。善処をお願い致します。

【資料2】 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



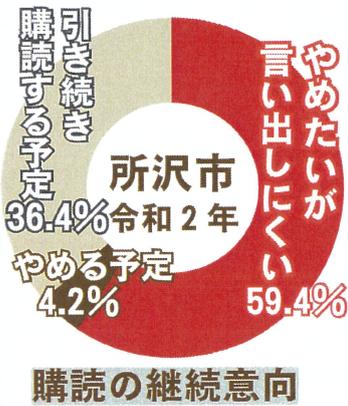
庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも30の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。**心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



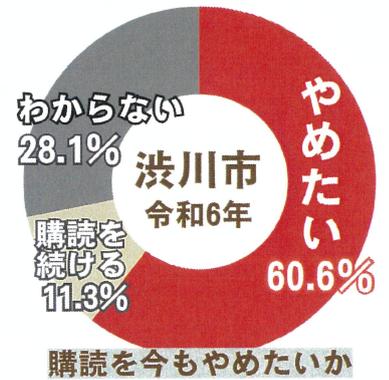
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた**。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「**心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている**」との回答が6割以上にのぼった。



契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行った(1紙のみ購読の場合を含む)	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行ったことではない(1紙のみ購読の場合を含む)	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、**申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった**。また、**契約期間が定められていたと答えた職員は0人**だった。心理的圧力をうけて購読したものの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

自治体アンケートで共通した傾向

- ① **勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職員がほとんど**。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではと考える管理職員もいる。
- ② **勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中している**。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ **集金は毎月対面で行われる**。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ **配達先は大半が職場**。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購入しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会对応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを選択してください。

※ 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。購読した。44人 ■ 購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。 48人 ■ 感じなかった。 13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	票数
1	個人情報や所属情報の保護の観点から、自由に勧誘行為に入らぬし、集約や配達をすることは控えます。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずめられない。	10
3	購読を断ることは、強制的なことは、心理的な負担が大きい。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集約は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一した契約関係を申し入れ、その上で、購読者番号は個別に申し込むようにしてほしい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの調査結果について

1 経緯
令和6年第1回港区議会定例会において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の発覚調査を求めた請願（請願第2号、以下「本件請願」といいます。）が採択されました。本件請願の趣旨は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を勧められ、また、その際に心理的な圧力を感じたことがあるかどうか、職員に寄り添った調査を実施し、原に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの概要

(1) 目的
本件請願が採択されたことを踏まえ、公路の中立性、公正性の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため、

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	ある		ない		
	546人	73.3%	199人	26.7%	
購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答					
問2	感じた		感じない		未回答
	377人	69.0%	159人	29.1%	
1.8%					

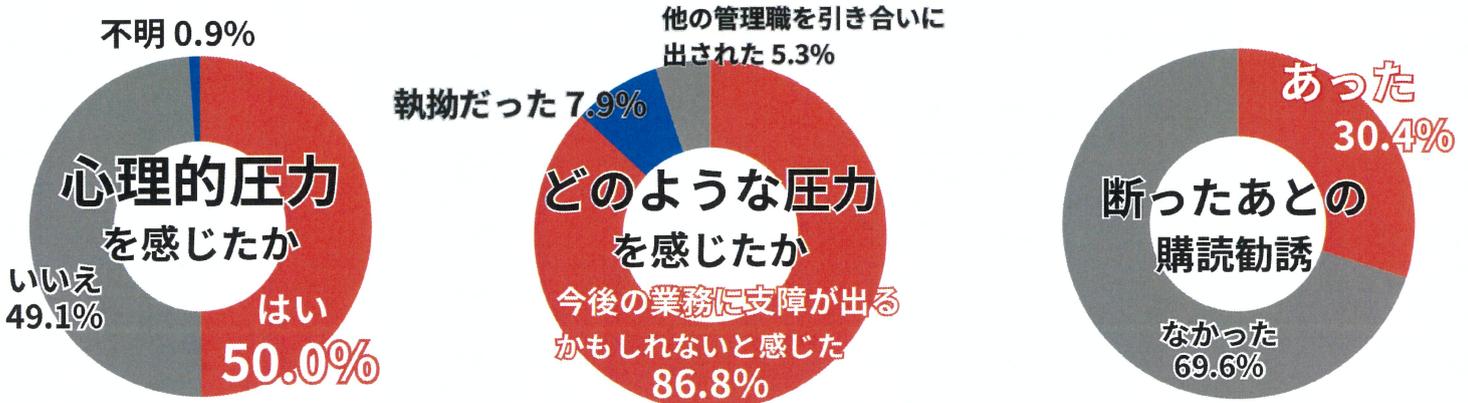
●千葉市（千葉県）

【資料3】栃木県 宇都宮市アンケート結果と市議会の対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

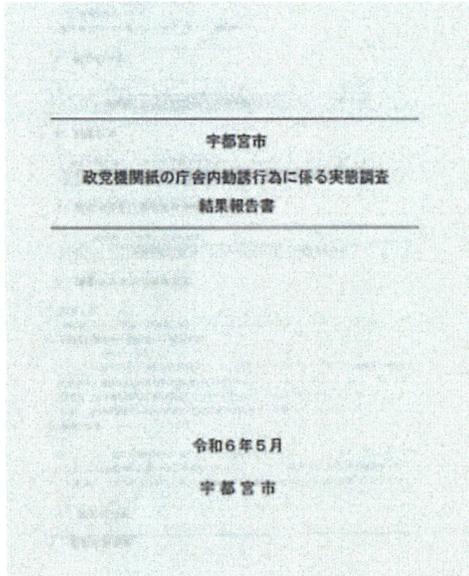
図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職員228名 回答175名（回答率76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
 結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、**半数以上が管理職昇進時**だった。勧誘を受けた際、**5割（55人）が心理的圧力**を感じた。**圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱**だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める



宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書QRコードより閲覧可

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪

日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて市議会に謝罪すると共に市民への説明責任として市議会報（令和六年十月発行）に謝罪文を掲載した。



倫理委員会の設置と審査結果について

3年11月4日開催の各会派代表者会議において、政党機関紙の勧誘を目的とした幹部職員への訪問は自粛する旨の報告がなされていましたが、その後引き続き議員の立場を利用して勧誘行為をしていたとして、福田久美子議員に対し、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例に基づき6月28日に審査請求書が提出されました。審査請求により設置された倫理委員（塚田典典委員長）において、4回にわたり審査が行われ、次のとおり議長へ報告されました。

- ・当該議員について、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例第3条第5号に定める倫理基準「議員の品位と名誉を重し、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと」に違反すると認定
- ・議長の措置案については、当該議員に対して、「議場における謝罪文の読み上げ」及び「議会広報紙による公表」とすることを決定

委員会の審査結果報告を受け、議長は、「議場における謝罪文の読み上げ」と「議会広報紙による公表」を措置とし、10月1日の本会議において当該議員が謝罪文の読み上げを行いました。

【謝罪文概要】政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規則のルールに従い、趣旨を踏まえ正確に対応していく。議員としての慎重さに欠けていた点について反省し、今後、さらなる議員倫理を自覚し、議会の品位を重んずることの無いよう努めていく。

政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます

令和7年2月14日受理(郵送)

お願い

恐れ入りますが、本要望書と添付資料1部を議長にお渡しください。お願いいたします。

亀岡市議会 議長 殿

令和7年2月5日

パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会
事務局長 佐々木一也
パワハラから職員を守る京都府民の会
代表 高木 実



政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

慢性化している議員から職員へのハラスメントの是正のために

<当会について>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが度々問題となっており、その是正のために、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が地方議会75か所で採択され、改善されております。

本連絡会は、各地の陳情提出者間の情報交換を通して「本件は全国自治体で慢性化しているハラスメント問題である」と再認識し「パワハラから職員を守る京都府民の会」と連携して、心ある首長、議長双方に抜本的解決を求める要望書の提出を決定しました。当会としては、しごく当然の要望内容であると考えております。ハラスメントは人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。どうぞ最後までご一読いただき、善処いただけるよう何卒お願い申し上げます。

<要望理由>

添付資料のとおり、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、30以上の自治体で実態調査が行われました（P2）。わかる範囲でまとめてみましたので参考になさってください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員が、おしなべて3割（3人に1人）以上にのぼっています。例えば東京都港区（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割になりました。これは、議員から職員への「党機関紙の購読強要の実態」であり、庁舎内でハラスメントとして慢性化している証左です。

また、職員の自由記述を求めた自治体アンケートの結果もぜひご確認ください（P5）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。（P7）

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の要望書を出しております。むしろ、一連の調査結果から、全ての会派に当てはまる問題でなく、特定政党に限られる事案であることも承知しています。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（P12）

議員と職員は本来的には対等の関係のはずですが、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員が自覚なく圧力をかけているケースもあるとは存じますが、「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば、議会・行政の双方で厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担になっています。（P3）

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。

貴自治体においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為がないかどうか、またその勧誘で心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めていただけますようお願い申し上げます。

特に、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のほずです。政党機関紙勧誘行為においても、議員の皆様はそのルールを遵守いただくよう、議会・行政双方で確認いただく事が根本的問題解決につながると当会は考えています。

<要望項目>

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、首長と議長との間でご確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、今年から改めてください。
- ② 議長と首長の協議の上、貴自治体において「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかの職員アンケートの実施が望ましい」と判断された際は、ぜひ速やかな実態調査をお願いします。

連絡先 〒120-0001 東京都足立区大谷田 2-3-35-3-1407 事務局長 佐々木一也
電話番号 03-4446-3679 FAX 050-6883-5464

E-mail: contact@renrakukai.net URL: <https://renrakukai.net/>

パワハラから職員を守る京都府民の会と連携して提出しておりますが、本要望書へのお問い合わせは、こちらをお願いします。



《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

議員から職員へのハラスメント
の是正のために

討議資料①

政党機関紙勧誘について職員アンケートの結果と分析（2～7頁）

討議資料②

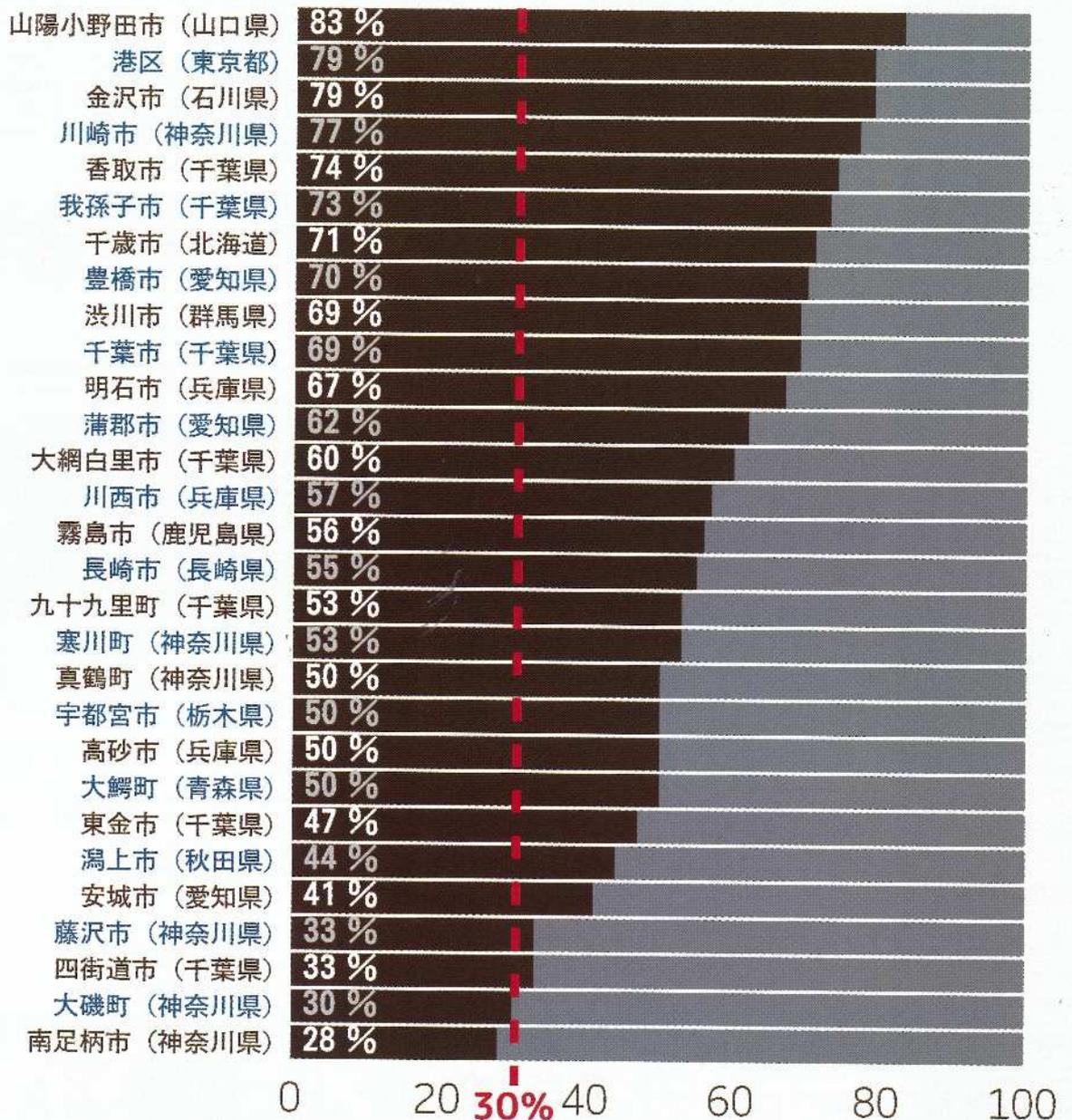
庁舎内の政党機関紙パワハラ勧誘防止へ各自治体対応（8～10頁）

討議資料③

議員から職員へのパワハラ勧誘を懸念する報道及び住民陳情採択（11～12頁）

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



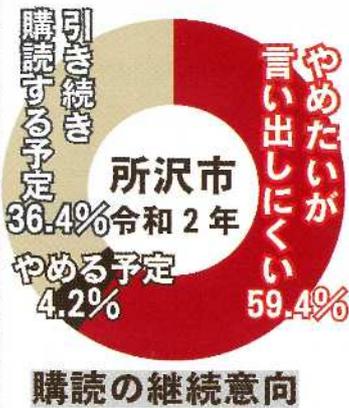
庁舎内ハラスメントへの関心の高まりから、少なくとも30自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。**心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



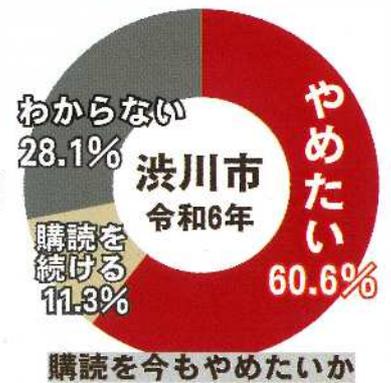
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた**。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「**心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている**」との回答が6割以上にのぼった。



契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行った(1紙のみ購読の場合を含む)	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行ったことはない(1紙のみ購読の場合を含む)	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、**申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった**。また、**契約期間が定められていたと答えた職員は0人**だった。心理的圧力をうけて購読したものの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

庁舎内で機関紙勧誘するのは特定政党（1政党または2政党）

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、**回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった**。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他（自由記述）となっていた。

他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

自治体が通達を出してもパワハラ勧誘が続くケースがある

設問 2018年(平成30年)4月以降(前回の通達発出後)、庁舎内において市議会議員から政党機関紙購読の勧誘を受けた際に、心理的な圧力を感じたことがありますか。

回答 「ある」・「ない(＜勧誘を受けたことがない＞も含む)」

(6) 調査結果

回答数	426	
回答	ある	ない (＜勧誘を受けたことがない＞も含む)
回答数	141	285

＜実態調査(アンケート)結果まとめ＞

回答率：69.4%(回答者426/対象者614)

心理的圧力を感じたことがある割合：33.1%(141/426)

藤沢市議会で2018年に「政党機関紙勧誘の自粛を求める陳情」が採択され、管理職の7～8割が、特定政党の市議に勧誘され、断り切れず購読している状況が明らかになった。市は陳情採択を受け、勧誘・配達・集金における執務室内への出入りを厳しく制限するなど、事態の改善を市議に促した。しかし、その後も特定政党によるパワハラの勧誘が続いており、過去6年間で心理的圧力を感じた職員が実に141人にのぼった。

他自治体でも同様のケースがあり、陳情が採択され、行政が通達を出したとしても、庁舎内の機関紙勧誘が続く限り、職員へのハラスメントは続くことが多い。行政は、庁舎管理規定で無許可の政党機関紙勧誘を厳しく禁止することが肝要である。また、庁舎内の政治的中立性を維持するうえでも、職員が自ら機関紙の配達・集金を希望する際も「自宅に届けてもらう」という方針を明確に打ち出し、職員側にも徹底する必要がある。

その他、自治体アンケートで共通した傾向

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購入しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会对応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

● 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や投票権の保護の観点から、自由に郵送先内に入室し、集金や配達することは禁止すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出しづらいため、購読を断ることも解約することは、心理的な負担が大きい。選挙権は選挙の了解という圧力を感じる。	10
3	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止すべき）である。	8
4	区長として、統一制に契約解除を申し入れ、その上今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	7
5		6
6		6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの調査結果について

1 経緯
令和6年第1回港区議会定例会において、政党議員の庁舎内勧誘行為の抑制を求める請願（議案第2号、以下「本件請願」といいます。）が採択されました。本請願の趣旨は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を勧誘され、また、その際に心理的な圧力を感じたことにあるかどうかが、職員に寄り添った調査を実施し、更に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの概要

(1) 目的
本件請願が採択されたことを踏まえ、公務の公正性、公正性の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため。

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか		
	ある	ない	
	546人 73.3%	199人 26.7%	
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答		
	感じた	感じない	未回答
	377人 69.0%	159人 29.1%	10人 1.8%

●千葉市（千葉県）

ハラスメント防止条例制定にむけたアンケート調査事例

職員から「政党機関紙の強要はパワハラ」との指摘相次ぐ

兵庫県朝来市

14 ハラスメント防止のために望むことはなんですか？



兵庫県朝来市が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止のために望むことはなんですか？」との質問に、**27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止を望む」と回答した。**

アンケート実施後、「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例」を制定。議員から職員へのハラスメント防止のための研修を行うなど、健全な職場づくりへの努力を続けている。

千葉県柏市

ハラスメントアンケートを大規模に実施

市議からのパワハラ被害の上位4番目に「**機関紙の勧誘/購読の強要**」があげられる

千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。議員が他議員のハラスメント行為を見聞きした際に議長への報告が責務となる。条例案は全会派でつくる検討会がまとめ、議員提案として出された。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施した。**その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。**

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要がある」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての以下の見解を本会に寄せてくださった。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美



ハラスメント研修会

質問	回答数
【目的】ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、ハラスメント【実施期間】令和5年4月17日～令和5年4月21日【対象者】L・I・N・K・I・Dを保有する議員並びに議員【方法】提案による庁内アンケート及びL・I・N・E・W・O・R・K・Sアンケート【回答者数】職員：1,527人 議員：24人	
職員	
問1 あなたは柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか？	ある… 157 (100%)
問2 あなたは柏市議会議員または柏市職員が、柏市議会議員から	ある… 316 (100%)
問3/問4 どのようなハラスメント行為がありましたか。	
【パワハラ】まじないミスや失言で被害、必要以上に長時間の残業、意に合わない社説に使用(精神的苦痛)	169
【セクハラ】慰労又は賞状があるのかと聞かれる、早く帰帰しろと言われる等により苦痛を感じる等(苦痛)	154
【セクハラ】プライベートの話を職場等で大声で話されることにより、苦痛を感じる(苦痛)	106
【セクハラ】プライベートの話を職場に聞かれることにより、苦痛を感じる(苦痛)	100
【セクハラ】性的な言葉や行為、言葉で性的なことを言っている(苦痛)	73
【パワハラ】威圧的・差別的な発言/罵詈雑言	26
【セクハラ】人種を否定する発言/人種攻撃する発言	12
【パワハラ】機関紙の勧誘/購読の強要	7
【パワハラ】権限外な要求	7
【パワハラ】子供の存在に関する発言	7
【パワハラ】セクハラ以外のプライベートの話を聞かれる/される	7
【パワハラ】挨拶しても無視される等(人間関係からの切り離し)	6
【パワハラ】対応を急務とする発言の被害	6
【セクハラ】身体を触られる(身体接触)	5
【セクハラ】物を投げつけられる、投げられる、物から逃げなければならない等(身体的苦痛)	5

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

別添2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

<関連法案、厚生労働省指針>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

【自治体事例】横浜市と熊本市の行政対応

横浜市(神奈川県)

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

政党機関紙の営業・勧誘行為は、庁舎管理規則の禁止事項と明示

熊本市(熊本県)

各庁舎内における政党機関紙の取扱いについて

新年度から職員と議員の透明で適切な関係の構築に向けて、「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」及び「同マニュアル」を定め、運用を開始します。

基本方針の策定に当たっては、実施したアンケートの中で、職員から「議員から政党機関紙（赤旗）の購読を求められ、断ると議会等での対応に不安を感じる。」「議員による政党機関紙（赤旗）の購読勧誘を行わないよう取り組んでほしい。」、等の意見がありました。

については、公務員の職務の中立性を確保するため、政党機関紙の販売、勧誘、配付、集金等の行為について、下記のとおり取扱うこととしましたので、職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 庁舎内で当該行為を行う場合は、庁舎管理規則に基づき庁舎管理者の許可を得ることとする。
- 2 許可を得た場合であっても執務室以外でのみ行うこととする。
- 3 議員による当該行為は許可しないこととする。

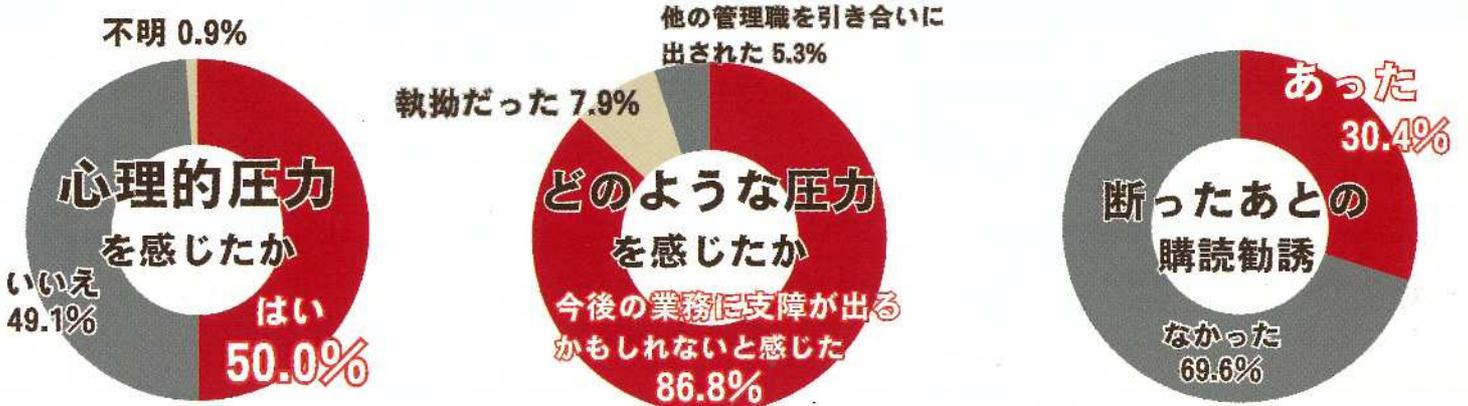
庁舎内での政党機関紙の営業・勧誘行為は、庁舎管理規則の禁止事項と明示
た、議員による勧誘行為は、職員申請が必須と集金は、
舎から職員への勧誘活動は、職員による勧誘行為は、
えが複数あることか、は、職員による勧誘行為は、
請は許可しないこととする。議員による勧誘行為は、

【自治体事例】宇都宮市調査結果と市議会対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職 228名 回答 175名（回答率 76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、**半数以上が管理職昇進時**だった。勧誘を受けた際、**5割（55人）が心理的圧力**を感じた。圧力の内容は、**（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」**が9割弱だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書 QRコードより閲覧可

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪

日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて市議会へ謝罪すると共に市民への説明責任として市議会報（令和六年十月発行）に謝罪文を掲載した。



倫理委員会の設置と審査結果について
3年11月4日開催の各会派代表者会議において、政党機関紙の勧誘を目的とした幹部職員への訪問は自粛する旨の報告がなされましたが、その後も引き続き議員の立場を利用して勧誘行為をしていたとして、福田久美子議員に対し、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例に基づき令和6年6月28日に審査請求書が提出されました。審査請求により設置された倫理委員会（福田久美子議員）において、4回にわたり審査が行われ、次のとおり議長へ報告されました。
当該議員について、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例第3条第5号に定める倫理基準（議員の品位と名誉を著しく、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと）に違反すると認定
議員の謝罪案については、当該議員に対して、「議場における謝罪文の読み上げ」と「議会広報誌による公表」とすることを決定
委員会の審査結果報告を受け、議長は、「議場における謝罪文の読み上げ」と「議会広報誌による公表」を推薦として、10月1日の本会議において当該議員が謝罪文の読み上げを行いました。
【謝罪文概要】政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規則のルールに従い、勧誘を断るまで正断に対応していく。議員としての責務に欠けていた点について反省し、今後、さらなる議員倫理を自覚し、議員の品位を著すことへの無きよう努めていく。

政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（75自治体）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 千歳市 釧路市 	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市 習志野市 大網白里市 四街道市 東金市 香取市 山武市 銚子市 神崎町 九十九里町 	長野県	<ul style="list-style-type: none"> 岡谷市 	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> 外ヶ浜町 大鰐町 		東京都	<ul style="list-style-type: none"> 港区 目黒区 狛江市 調布市 武蔵村山市 清瀬市 稲城市 	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 中津川市
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 滝沢市 				神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市 茅ヶ崎市 南足柄市 綾瀬市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 逗子市 鎌倉市 愛川町 真鶴町 松田町 寒川町 清川村
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 北秋田市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 八峰町 上小阿仁村 	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 高砂市 明石市 芦屋市 西宮市 豊岡市 	熊本県		
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 山形市 寒河江市 				鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 霧島市 指宿市 日置市
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 会津若松市 川俣町 北塩原村 	群馬県	<ul style="list-style-type: none"> 沼田市 甘楽町 	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市 鹿沼市 壬生町 		
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> 加須市 和光市 美里町 上里町 				埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 加須市 和光市 美里町 上里町

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在85自治体）



地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、**事実上の「上下関係」が生じている**ことが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、**ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます**。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。真摯なる善処をお願い致します。